

みそら自—28—005

平成29年2月6日

四街道市長
佐 渡 齊 様

みそら自治会会長
青 柳 象 平



ごみ処理施設の違約操業を解消する新協定締結に向け再回答を求める

先日、市長より1月30日付「公害防止協定の締結について」という通知を自治会
は受け取りました。

通知によりますと、平成29年1月15日の吉岡地区総会において公害防止協定書
が承認され、吉岡区と市は公害防止協定を締結されたという内容が記されていま
した。

自治会としては貴職並びに担当部職員各位の努力の結果によるものと評価して
います。今回次期ごみ処理施設建設計画における重要な項目が解決されたこと
で、今後も計画が着実に実行されるものと期待しております。

自治会は、昨年10月20日、「新協定に盛り込む項目」と題する文書を市に提出
しております。それに対する回答は10月28日付文書で頂いております。

その中で、市は現在のクリーンセンターを平成33年9月末に稼働停止できるよ
う最大限の努力をするが、「風水害等の自然災害や社会経済情勢の変化、吉岡区
との交渉状況など」の外的要因により遅れをきたす可能性は排除できませんと
答えています。

これまでの交渉で、自治会は「自然災害による遅れは認めるが、残りの二つの
項目は努力により解決されるべきもので遅れをきたす理由にはならない」と述
べております。敢えて云うなら、社会経済情勢の変化は長期の計画の中では常
に存在することであり、当事者が問題を解決して計画を遅滞なく遂行するの
が責務であります。

一方、今回の公害防止協定の締結により、次期ごみ処理施設建設事業を進
める計画において、吉岡区と市の話し合いは終了し、外的要因は無くなった
こととなります。

昨年12月26日の交渉会において、自治会は現在のクリーンセンターの違約
状態での操業を解決するために、新協定を締結する必要があり、市長はその
意志があるかお尋ねしたところ。新協定を結ぶ気はあると言われました。

ところが、市長は、「次期ごみ処理施設が建設されたとしても吉岡地区で
反対された時は稼働できない」、そして「外的要因という言葉は新協定に
使う必要はないが、努力規定にしてもらいたい」と言われました。更に、
「次期ごみ処理施設建設が地区の話し合いの結果、計画が延びても3年
とは思わないが」という事も言われました。

しかしながら、先に述べたように外的要因は無くなった現在、努力規定に
する理由は見当たりません。また、市が業者、その他との契約において
外的要因で延びる可能



性を記載させるとか努力規定であっても良いとすることはあり得ないことであり、何故自治会との協定締結に努力規定を求めるのか理解に苦しむところであります。

今年度、自治会は新協定締結を方針として掲げ、市と交渉を行ってきました。しかし、市長は1年以上、外的要因により操業停止は6年半とは限らない、もしくは努力規定にしてほしいと言われ続けています。そこで自治会は、これ以上交渉を続ける意味がないと判断し県の公害紛争審査会に交渉の場を移して第三者に裁定をしてもらうという決定をしています。

現状を鑑み、自治会は平成28年10月20日に提出した「新協定に盛り込む項目」に対して、市に以下の項目を考慮したうえで文書による再回答を求めます。再回答の内容によっては話し合いをする用意はあります。回答が従来と変わらない場合は第三者の判断を仰ぐこととなります。

- 1、自治会は努力規定としての協定を結ぶことは無い。
- 2、確認書の補償は市が約束を守らなかった結果生じる、平成27年4月1日から操業停止までの期間に対し支払うもので市が提示する。操業延長により被る被害に対して求めるものではない。
加えて、確認書により延長した8年間自治会員は耐えて待っていたが実現されなかった。このことに対して市が自治会の要望に応えることについては真摯に協議させていただくと回答を得ているが再確認したい。
- 3、撤去については、操業停止と同時に着手する約束をしてもらえばよい。
市の内部の手続きを問題にする必要はない。跡地利用については地元との協議を優先することは当然である。
- 4、現状にそぐわない項目があるので整理して新たな公害防止協定を市が提示するのは当然のことである。
- 5、話し合いが必要である場合は3月議会前とし、文書による回答は2月16日(木)迄とする。